1

每週月.水.金曜日発行

富山県報

第5194号

1
3
4
5
7
11
14
18

富山県告示第61号

保安林の指定施業要件の変更予定について

農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の 通知があったので、森林法(昭和26年法律第 249号)第33条の3において準用する 同法第30条の規定により告示する。

令和6年2月16日

富山県知事 新 田 八 朗

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

富山県富山市八尾町田頭字下出シ谷4の1から4の20まで、字表出シ谷6の15から6の22まで、八尾町吉友字袖山25の1から25の12まで、26の1、字横平段970の1から970の6まで、八尾町桐谷字橋子田3の2、31の3、1195の2、1195の3、1197の1から1197の9まで、1198の1から1198の12まで、1200、字助

島6の2、字大亦13の1、13の2、字山葵6の36

- 2 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に 係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁及び富山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

富山県告示第62号

保安林の指定施業要件の変更予定について

農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の 通知があったので、森林法(昭和26年法律第 249号)第33条の3において準用する 同法第30条の規定により告示する。

令和6年2月16日

富山県知事 新 田 八 朗

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

富山県富山市八尾町小井波字西ノ高10の1、10の2、11、12の1から12の3まで、13の1から13の4まで、13の6から13の8まで、14、15の1、15の2、16の1、16の2、20の1から20の3まで、21、23の1、25の1、25の2、八尾町高野字大開40の1、40の4、40の6、字岩棚42の1から42の5まで、八尾町坂ノ下字道畑山1、2、12、14の2、14の3、14の5、14の6、17から19まで、19の2、19の4、20から46まで、48から55まで、57から60まで、61の2、62から83まで、

八尾町細滝字谷口山27の6、27の7、29の3、32の11、八尾町赤石字火尾2の1 から2の4まで、字山倉33

- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に 係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁及び富山市役所に備え置 いて縦覧に供する。)

富山県告示第63号

収用の手続の開始

土地収用法(昭和26年法律第 219号)第34条の3の規定に基づき次のとおり収用 の手続の開始を告示する。

令和6年2月16日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 起業者の名称 国土交通大臣
- 2 事業の種類
 - 一級河川庄川水系利賀ダム建設工事及びこれに伴う附帯工事
- 3 手続が開始される土地
 - (1) 収用の手続が開始される土地 a山県南砺市利賀村岩渕字見田地及び字久保平地内

4 土地収用法第34条の4第2項の規定による図面の縦覧場所 南砺市役所

富山県告示第64号

道路の区域変更について

次のとおり道路の区域を変更するので、道路法(昭和27年法律第 180号) 第18条 第1項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において2月16日から 1 箇月間一般の縦覧に供する。

令和6年2月16日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類 及び路線名	区	間	変 更前後別	記号	敷地のメー	D幅員 トル	延 長メートル	縦覧場所
県道	富山市池多:	316番から	変更前		最大最小	39. 9 36. 7	10. 4	富山土木
新湊平岡線	富山市池多28	8番まで	変更後		最大最小	39. 9 36. 7	10. 4	センター
県道	富山市池多日富山市池多日		変更前		最大最小	10. 9 6. 2	575. 3	富山土木
宮ヶ谷北押川線	富山市池多日富山市池多日		変更後		最大最小	13. 3 9. 3	575. 6	センター

富山県告示第65号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第 180号) 第18条

第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において2月16日から 1 箇月間一般の縦覧に供する。

令和6年2月16日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類 及び路線名	区間	供用開始の期日	縦覧場所
県道	高岡市波岡 310番3から	令和6年2月16日	高岡土木
高岡環状線	高岡市波岡 303番4まで		センター

富山県公安委員会告示第14号

富山県公安委員会が行う交通規制についての一部改正について

富山県公安委員会が行う交通規制について(昭和46年富山県公安委員会告示第 125号)の一部を次のように改正し、令和6年2月16日から施行する。

令和6年2月16日

富山県公安委員会

委員長 金 井 豊

別表第1通行禁止

富山市の項第 152号を次のように改める。

削除	
----	--

富山市の項第 153号を次のように改める。

削解

別表第1(3)一方通行

魚津市の項第25号を次のように改める。									
				削	J	除			
南砺	市の写	頁第43号	を次のよう	に改める。					
				肖!	J	除			
南砺	南砺市の項第44号を次のように改める。								
				肖	J	除			
南砺	市の具	頁第45号	を次のよう	に改める。				1	
				肖	J	除			
南砺									
				肖!	J	除			
別表第									
立口	立山町の項98号の次に次の1号を追加する。								
	99 市町村道 町道		重 町道	立山町前沢 2469 から			770	終日	30
	立山町前沢 2869-3 まで								
番川	富山市の項第 880号の次に次の 1 号を追加する。 								
	881 市町村道 市道			富山市田中町三丁目 4-6 から 富山市田中町四丁目 5-8 まで				終日	30
į.	L	•							

自動車保管場所現地調査事務委託に係る一般競争入札の実施

自動車保管場所現地調査事務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 167条の6第1項の規定により公告す る。

令和6年2月16日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 入札に付する事項
 - (1) 委託業務の名称及び数量自動車保管場所現地調査事務委託 一式
 - (2) 委託業務の仕様等 入札説明書による。
 - (3) 委託期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
 - (4) 委託業務の実施場所 富山県内
- 2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たすこと。
 - (1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について(令和5年富山県告示第183号)第1の規定に該当しない者であること。
 - (2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則(昭和62年富山県規則第17号)第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されているものであること。
 - (3) 法人であり、入札説明書に示す富山県内4区域のそれぞれに活動拠点となる 事務所があって、業務を適正に履行する能力を有し、速やかに対応できること。
 - (4) 役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、

相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業 務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力 を有するものと認められる者を含む。)のうち、道路交通法(昭和35年法律第 105号) 第51条の8第3項第2号のイからへまでのいずれかに該当する者のあ る法人でないこと。

- 3 入札に参加する資格の確認
 - (1) 入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書(以下「申請書」と いう。)及び入札参加資格確認資料(以下「資料」という。)を提出し、入札 に参加する資格の確認を受けなければならない。申請書若しくは資料を提出し ない者又は入札に参加する資格がないと認められた者は、入札に参加できない。
 - (2) 資料は次のとおりとする。
 - ア 定款又は寄附行為
 - イ 役員のうち、道路交通法第51条の8第3項第2号のイからへまでのいずれ かに該当する者のある法人でないことを誓約する書面
 - ウ 申請時に最も近い月の社会保険料の領収書又は証明書
 - エ 富山県内の活動拠点となる事務所を示す書類
 - オ 富山県知事からの物品等競争入札参加資格者決定通知書の写し
 - (3) 申請書及び資料の提出期間

令和6年2月16日から同年2月22日までの間(日曜日、土曜日及び国民の祝 日に関する法律(昭和23年法律第 178号)に規定する休日を除く。)の午前9 時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。ただし、競争入札参加 資格審査を現に申請している者にあっては、(2)オの資料は、入札書提出時とす る。

(4) 申請書及び資料の提出場所

〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号 富山県警察本部交通部交通規制課規制係 電話076-441-2211

(5) 申請書及び資料の提出方法 直接持参

(6) 入札参加資格の確認の結果

入札参加資格の確認の結果は、令和6年2月29日までに申請者に通知する。 なお、提出した書類等に関し、契約を担当する職員から説明を求められたと きは、これに応じなければならない。

(7) 入札参加資格がないと通知された者に対する理由の説明

(6)により入札参加資格がないと通知された者は、その理由について説明を求 めることができる。この場合、説明を求める旨を記載した書面により4)の提出 場所へ令和6年3月4日までに提出しなければならない。

回答は、令和6年3月8日までに文書で行う。

- 4 入札書の提出場所等
 - (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ 先(この公告に関する事務を担当する室課の名称)

〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号 富山県警察本部交通部交通規制課規制係 電話076-441-2211

(2) 入札説明書の交付方法

令和6年2月16日から同年2月22日までの間(日曜日、土曜日及び国民の祝 日に関する法律(昭和23年法律第 178号)に規定する休日を除く。)の午前9 時から正午まで及び午後1時から午後5時まで、(1)の場所において希望者に無 料で交付する。

- (3) 入札書の提出期限 令和6年3月14日 午後1時55分
- (4) 入札書の提出方法 直接持参
- 5 開札の日時、場所等
 - (1) 開札の日時 令和6年3月14日 午後2時00分
 - (2) 開札の場所 〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部2階 202会議室

6 入札保証金に関する事項

免除とする。

- 7 入札の無効に関する事項 次に掲げる入札は、無効とする。
 - (1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
 - (2) この公告に示した競争入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった 者のした入札
 - (3) 入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

8 入札の方法

- (1) 入札書に記載する金額は、入札しようとする現地調査業務1件あたりの単価により行う。
- (2) 落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の 100分の10に相当する額 を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業 者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出し、かつ、3の書類等の審査の結果、この公告及び入札 説明書に示した業務を遂行できると認めた者であって、予定価格の制限の範囲 内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。

自動車保管場所標章作成事務委託に係る一般競争入札の実施

自動車保管場所標章作成事務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 167条の6第1項の規定により公告す る。

令和6年2月16日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 入札に付する事項
 - (1) 委託業務の名称及び数量自動車保管場所標章作成事務委託 一式
 - (2) 委託業務の仕様等 入札説明書による。
 - (3) 委託期間令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
 - (4) 委託業務の実施場所 富山県内の各警察署内(14警察署)
- 2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たすこと。
 - (1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について(令和5年富山県告示第183号)第1の規定に該当しない者であること。
 - (2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則(昭和62年富山県規則第17号)第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されているものであること。
 - (3) 富山県内各警察署で月曜日から金曜日まで(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までの間に職員1人以上を常駐させ、適正に事務を履行する能力を有し、速やかに対応できる法人であること。
 - (4) 役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、 相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業

務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力 を有するものと認められる者を含む。)のうち、道路交通法(昭和35年法律第 105号) 第51条の8第3項第2号のイからへまでのいずれかに該当する者のあ る法人でないこと。

- 3 入札に参加する資格の確認
 - (1) 入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書(以下「申請書」と いう。)及び入札参加資格確認資料(以下「資料」という。)を提出し、入札 に参加する資格の確認を受けなければならない。申請書若しくは資料を提出し ない者又は入札に参加する資格がないと認められた者は、入札に参加できない。
 - (2) 資料は次のとおりとする。
 - ア 定款又は寄附行為
 - イ 役員のうち、道路交通法第51条の8第3項第2号のイからへまでのいずれ かに該当する者のある法人でないことを誓約する書面
 - ウ 申請時に最も近い月の社会保険料の領収書又は証明書
 - エ 富山県知事からの物品競争入札参加資格者決定通知書の写し
 - (3) 申請書及び資料の提出期間

令和6年2月16日から同年2月22日までの間(日曜日、土曜日及び国民の祝 日に関する法律(昭和23年法律第 178号)に規定する休日を除く。)の午前9 時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。ただし、競争入札参加 資格審査を現に申請している者にあっては、(2)エの資料は、入札書提出時とす る。

(4) 申請書及び資料の提出場所

〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号 富山県警察本部交通部交通規制課規制係 電話076-441-2211

- (5) 申請書及び資料の提出方法 直接持参
- (6) 入札参加資格の確認の結果 入札参加資格の確認の結果は、令和6年2月29日までに申請者に通知する。

なお、提出した書類等に関し、契約を担当する職員から説明を求められたと きは、これに応じなければならない。

(7) 入札参加資格がないと通知された者に対する理由の説明

(6)により入札参加資格がないと通知された者は、その理由について説明を求 めることができる。この場合、説明を求める旨を記載した書面により(4)の提出 場所へ令和6年3月4日までに提出しなければならない。

回答は、令和6年3月8日までに文書で行う。

- 4 入札書の提出場所等
 - (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ 先(この公告に関する事務を担当する室課の名称)

〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号 富山県警察本部交通部交通規制課規制係 電話076-441-2211

(2) 入札説明書の交付方法

令和6年2月16日から同年2月22日までの間(日曜日、土曜日及び国民の祝 日に関する法律(昭和23年法律第 178号)に規定する休日を除く。)の午前9 時から正午まで及び午後1時から午後5時まで、(1)の場所において希望者に無 料で交付する。

- (3) 入札書の提出期限 令和6年3月14日 午後2時15分
- (4) 入札書の提出方法 直接持参
- 5 開札の日時、場所等
 - (1) 開札の日時 令和6年3月14日 午後2時20分
 - (2) 開札の場所 〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号 富山県警察本部2階202会議室
- 6 入札保証金に関する事項 免除とする。
- 7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) この公告に示した競争入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった 者のした入札
- (3) 入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

8 入札の方法

- (1) 入札書に記載する金額は、入札しようとする標章作成業務1件あたりの単価 により行う。
- (2) 落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の 100分の10に相当する額 を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金 額)とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業 者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出し、かつ、3の書類等の審査の結果、この公告及び入札 説明書に示した業務を遂行できると認めた者であって、予定価格の制限の範囲 内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入 札者にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がないときは、直ちに、再度の入 札をすることがある。

10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。

富山県の物品等調達に係る条件付き一般競争入札の実施

富山県の物品等調達について、次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地 方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 167条の6第1項の規定により公告する。

15

令和6年2月16日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達物品等の名称及び数量 道路パトロール業務 ICT管理システムサービス 一式
 - (2) 調達物品等の規格、機能、性能等 入札説明書による。
 - (3) 契約期間契約の締結の日から令和7年3月31日まで
 - (4) 調達条件入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
 - (1) 地方自治法施行令第 167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 富山県内に本店又は営業所等を有する者であること。ただし、営業所等は、 当該営業所等の代表者に見積り、契約等に関する一切の権限が委任されている 者であること。
 - (3) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、入札参加申込書の提出期限の日までに富山県会計規則(昭和62年富山県規則第17号)第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に等級がAの者として登載されている者であること。
- 3 入札参加資格の確認
 - (1) 本件入札に参加しようとする者は、入札参加申込書(様式1)及び入札説明書で定める書類を4(2)に掲げる期限までに4(1)に掲げる場所に、持参又は郵送(提出期限までに必着のこと。)で提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
 - (2) 入札参加資格の確認は、入札参加申込書の提出期限の日現在の事実をもって 行うものとする。ただし、同日において2の各号に定める入札に参加する者に 必要な資格のすべてを満たしている者であっても、開札日時までに必要な資格 を満たさなくなった場合は、入札に参加することができないものとする。

- (3) 入札参加資格の有無の確認の結果は、一般競争入札参加資格確認結果通知書 により、令和6年3月4日(月)までに通知するものとする。この通知におい て、入札資格の有無が「有」とされた者以外の者は、入札に参加することがで きない。
- 4 入札参加申込書及び入札説明書等
 - (1) 入札参加申込書及び入札説明書に定める書類の提出場所及び問い合わせ先 (この公告に関する事務を担当する室課の名称)

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号 防災危機管理センター7階 富山県十木部道路課 電話 076-444-3108 (直通)

(2) 入札参加申込書及び入札説明書等に定める書類の提出期限 公告の日から令和6年2月29日(木)午後5時15分まで ただし、富山県の休日を定める条例(平成元年富山県条例第1号)第1条第 1項に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く午前8時30分から午 後5時15分まで(正午から午後1時までの時間を除く。)に4(1)の公告に関す

(3) 入札説明書等の配布

令和6年2月16日(金)から、入札説明書等を富山県ホームページ「入札公 告(物品等)」(下記URL)からダウンロードすること。

https://www.pref.toyama.jp/sangyou/nyuusatsu/jouhou/buppin/koukokukekka/koukoku.html

- 5 入札・開札の日時、場所
 - (1) 入札・開札日時及び場所

ア 日時 令和6年3月7日(木)午前11時

る事務を担当する室課に提出すること。

イ 場所 〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課入札室

- (2) 前号の入札の執行に当たっては、入札参加者は、3(3)により入札資格「有」 とされた一般競争入札参加資格確認通知書の写しを必ず持参すること。
- (3) 郵便による入札書の提出を行う者は、3(3)により入札資格「有」とされた一 般競争入札参加資格確認通知書の写しを同封のうえ、郵便書留により、令和6

年3月6日(水)午後5時15分までに4(1)の公告に関する事務を担当する室課 に必着するよう行わなければならない。

6 入札の方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100分の10 に相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数金額を切 り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札に参加する者は、消費税に係 る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

- 7 入札保証金に関する事項 入札説明書による。
- 8 契約保証金に関する事項 入札説明書による。
- 9 入札の無効に関する事項 次に掲げる入札は、無効とする。
 - (1) 3(3)により入札資格「有」とされた一般競争入札参加資格確認通知書を受け ていない者のした入札
 - (2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者の した入札
 - (3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札
- 10 落札者の決定の方法
 - (1) 有効な入札書を提出した者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を もって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
 - (2) 開札は、原則として入札参加者又は、その代理人の全員の立ち会いのもとで 行う。郵便による入札書の提出を行った者で、開札に立ち会いできない者は、 開札日の前日までに、4(1)の公告に関する事務を担当する室課に届け出るもの とする。開札に立ち会わない入札参加者があるときは、開札に本件入札執行事 務に関係のない職員を立ち会わせるものとする。
 - (3) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入 札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わ

- (4) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、直ちに、再度の 入札をする。
- (5) 再度の入札をする場合において、郵便による入札を行った者で5(1)に記載する日時に、入札の場所で開札の立ち会いをしていない者は、第2回目以降の入札には参加できないものとする。
- (6) 再度の入札に参加できる者は、最初の入札に参加した者に限るものとし、再度の開札に立ち会わない入札参加者又はその代理人は、再度の入札を辞退したものとみなす。再度の入札の回数は原則として1回を超えないものとする。

11 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (3) 公告又は入札説明書等に関する質問に対する回答については、その概要を富山県ホームページ「入札公告(物品等)」(下記URL)に掲載し、公表する。https://www.pref.toyama.jp/sangyou/nyuusatsu/jouhou/buppin/koukokukekka/koukoku.html

土地改良区の役員の退任

井田川水系土地改良区の役員であった次の者が令和6年1月29日退任した旨届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第 195号)第18条第18項の規定により公告する。

令和6年2月16日

富山県知事 新 田 八 朗

職名氏名

住 所

監事 生田昭義

富山市婦中町小倉86番地

Щ